

東日本大震災津波の被災者に係る国民健康保険等の一部負担金免除について

1 趣旨

東日本大震災津波の被災者に係る国民健康保険等の一部負担金免除措置については、本年12月で期限を迎えるが、令和3年1月以降の取扱いについて、お知らせするもの。

2 現行の一部負担金等の免除の概要

東日本大震災津波により住宅が全半壊するなど、一定の要件に該当する被災者を対象として、国民健康保険及び後期高齢者医療の一部負担金、介護保険サービス利用料、障がい福祉サービス利用料の免除に要した経費について、国の財政支援を受けて、県が市町村等に支援するもの。

3 令和3年1月以降の免除措置の取扱い

- (1) 令和3年1月から3月までは、現行制度を継続する。
- (2) 令和3年4月以降は、現在の免除対象者のうち、住民税非課税世帯の被災者に限定して、12月まで支援を継続することとする。

なお、免除措置の今後の取扱いについては、これまで市町村との協議、調整において、ほとんどの市町村から本免除措置の終期を明確にしたいとの意見があったこと、全市町村で足並みを揃える場合の具体的な終期の目安として、令和3年12月などの意見が多く寄せられたことなども踏まえ、恒久的な住宅に移行した被災者の状況を確認した上で、具体的な終期の検討を進めていく。

4 事業の実績（令和元年1月～12月）

	免除者数	県負担額
国民健康保険	15,141人	208,002千円
後期高齢者医療	12,195人	107,181千円
介護保険	4,479人	25,746千円
障がい福祉サービス	86人	3,136千円
(4事業合計)	31,901人	344,065千円
(参考)		
平成24年10月から令和元年12月までの累計	289,428人	2,910,667千円